

メーリングリストへのアドレス登録案内

《はじめに》

☆ **利用規約に同意いただいた上で**、管轄の指定権者（県医療介護基盤課、各厚生環境事務所又は三次市）に、事業所メールアドレスの新規登録・変更・削除の旨を書面で届け出てください。

※メールアドレスの登録については、県に提出する書類のうち「指定等にかかる記載事項」のメールアドレス欄に記載のアドレスを活用しますので、メーリングリストの利用規約に同意のうえで記入していただくようお願いいたします（この場合メールアドレスの届出は不要です）。

《具体的な届出方法》

次のとおりです。

届出事例	届出の際の必要書類
メールアドレスの新規登録を行う場合 (届出期限) 新規指定事業所：指定月の前々月の末日 既存事業所：毎月 15 日	メールアドレス登録届
メールアドレスの変更を行う場合 (届出期限：変更後 10 日以内)	メールアドレス変更届
メールアドレスの削除を行う場合 (届出期限：削除予定日の 1 月前)	メールアドレス削除届

《アドレスの登録・削除に当たっての注意事項》

- ※ 新規登録・削除に係る届出の際は、本県のホームページに掲載された「アドレス既登録事業所一覧」を確認した上で届け出てください。
- ※ 次の事業所はメーリングリストのメール配信対象でないため、メーリングリストにアドレスを登録することはできません。
 - ・ 広島市内、呉市内又は福山市内に所在する介護サービス事業所
 - ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所
- ※ 一旦メーリングリストにアドレスを登録した場合、既に登録されたアドレスを追加でリストに登録することはできません。
- ※ 同一建物内で複数のサービスを運営し、かつそれらの全サービスで1つのアドレスを共有している事業所については、当該アドレスを削除すると今後メール配信サービスが受けられなくなります。
- ※ アドレス登録完了のお知らせは、本県からのメール配信をもって代えることとします。
- ※ 受信するメールボックスがいっぱいでこちらから配信できないことが続いた場合、自動的にアドレスが削除されることがありますので、御留意ください。

(お問い合わせ先)

広島県健康福祉局医療介護基盤課介護事業者指導グループ

TEL : 082-513-3208(ダイヤル)